



道有林基本計画

～森林の区分と基本的な取扱い～



めざす森林の姿

○令和4年度を始期とする道有林基本計画に基づき、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、原生的な森林や里山等の二次林、溪流沿いにある森林、人工林複層林など多様な樹種や林齢、構造からなる林分がモザイク状に配置されている森林の造成を目指します。

森林の区分と基本的な取扱い

○森林の区分等

道有林全域を公益的機能の発揮を期待する森林に区分し、機能に応じた森林の整備・保全を推進。

○人工林

- ・緩傾斜地や林業機械による効率的な木材生産が可能な森林では、積極的な伐採・再造林により単層林施業を推進。
- ・公益的機能の発揮が求められる森林では、部分的な伐採後に植栽を行う複層林施業を推進。
- ・広葉樹が侵入している森林や施業方法に制約のある森林(制限林)では、自然の推移にゆだねつつ、間伐を繰り返し針広混交林へ誘導。

○天然林

- ・生物多様性や林地の保全に配慮が必要など、公益的機能の発揮が特に求められる森林は、自然の推移にゆだねる。
- ・蓄積が少ない又は立木密度が高い森林は、植栽や間伐等の実施。



長期目標

○森林の区分に応じた適切な整備や保全の実施により望ましい森林の姿へ誘導

- 育成単層林・人工林の伐採・再造林の計画的な実施
 - 一部の森林は、育成複層林や針広混交林へ誘導
- 育成複層林・抜き伐り等の部分的な伐採後に植栽を行うほか、間伐等を実施
- 天然生林・自然の推移にゆだねて森林を維持
 - 一部の森林は、植栽や間伐等により育成複層林へ誘導

区 分	令和元年度	令和13年度
育成単層林	119千ha	110千ha
育成複層林	82千ha	91千ha
天然生林	408千ha	407千ha